

複数の業務を並行して処理していたことや、自宅作業を余儀なくされ睡眠時間が減少したこと等も総合考慮して教員の脳幹部出血に公務起因性を認めた事案

地公災基金熊本県支部長(市立小学校教諭)事件



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

第1審 熊本地裁 令和2年1月27日判決(労判1235-21)

第2審 福岡高裁 令和2年9月25日判決(労判1235-5・本判決)(確定)

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、小学校教諭の脳幹部出血発症の公務起因性が争われた事案である。1審判決は公務起因性を否定したが、本判決は、恒常的な長時間労働に加え、複数の業務を同時期に並行して処理していたこと、自宅作業を余儀なくされた結果、睡眠時間が減ったこと等を総合考慮し、公務起因性を認めた。公務の過重性に関する事例判断ではあるが、業務負荷を考える際の参考になろう。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側(1審原告、2審控訴人)

訴えたのは、市立小学校の教諭(以下「X」という。)である。

(2) 訴えられた側(1審被告、2審被控訴人)

訴えられたのは、地方公務員災害補償法に基づき公務外認定処分をした地方公務員災害補償基金(以下「Y」という。)である¹⁾。

2) Xの請求の根拠

Xの脳幹部出血発症(以下「本件発症」という。)は、過重な公務に起因するものであるから、本件発症を公務外と認定した地方公務員災害補償基金熊本支部長の処分の取消を求める。

3) 事実関係の概要

(1) Xは、昭和42年生まれの男性であり、熊本県内の小学校や中学校で教員として勤務し、平成20年4月から23年12月14日までは同県A小学校(以下「本件小学校」という。)で勤務していた。

(2) 本件小学校は、熊本県の「基礎学力向上システム推進事業」の一環で、平成22年度及び23年度のモデル校及び推進校の指定を受けていた。

(3) 平成23年度、Xは学級担任を外れて算数TT(少人数教育)教員と研究主任を兼務した。

(4) Xは、算数TT教員として担任とともに学習指導にあたるほか、校内研修の企画・立案や資料作成、研究紀要

の作成等を行っていた。また、他の教諭とともにソフトボール・サッカーの部活動を担当し、土日も大会や練習試合等の引率を行っており、本件発症前1カ月の間にも11月20日、26日及び12月10日に休日出勤をしていた。

(5) 本件発症前1カ月間及び2カ月目の週40時間を超える校内時間外労働時間は、それぞれ51時間6分、31時間45分であり、自宅作業時間は、それぞれ41時間55分、8時間24分であった²⁾。本件発症前月平均80時間の時間外労働をしたと認められる期間はないものの、本件発症前6カ月目の校内時間外労働時間はほぼ80時間であった。本件発症前2週間の時間外労働時間は、いずれも週あたり25時間を超えていた。

(6) 平成23年12月14日、Xは、帰宅後意識を消失して救急搬送され、脳幹部出血と診断された。

(7) Xは、現在、四肢麻痺、発語不能、聴力なしで全介助を要する状態であり、身体障害者障害程度1級の認定を受けている。

(8) Xは、地方公務員災害補償基金熊本支部長に公務災害認定請求を行ったところ、同支部長は公務外と認定する決定をした。その後、Xは、支部審査会に審査請求、同基金審査会に再審査請求をしたが、いずれも棄却する旨の裁決を受けた。

2. 1審判決の要旨

1審判決は、Xが担当した研究主任としての職務、部活動等はいずれも著しく過重であったとまでは認められず、本件発症前2週間の時間外労働時間はいずれも週25時間

を超えているものの、これらには自宅作業時間が一定の割合を占めており、自宅作業は、通常、校内労働時間に比して労働密度や精神的緊張の程度が低く、一般的には身体的精神的負荷の程度も低いと考えられること等から、本件発症の公務起因性を否定し、Xの請求を棄却した。

3. 本判決の要旨

(1) 本判決は、検討の枠組みとして「公務災害の補償請求のためには、その負傷または疾病と公務との間に相当因果関係が認められることが必要」であり、相当因果関係が認められるためには「その負傷又は疾病が公務に内在する危険性が現実化したものであると評価し得ることが必要である。^①」とした上で、本件のような脳血管疾患が公務に内在する危険の現実化と認められるには、当該職員と同程度の年齢・経験等を有し、基礎疾患を有していても通常の職務を支障なく遂行することができる健康状態にある者を基準として「公務による負荷が、医学的経験則に照らし、脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて増悪させ得ることが客観的に認められる負荷といえるものでなければならない。^②」とした。

(2) Xの公務の内容については、「個々の業務自体が過重であるとまでは言えないものの、Xは、これらの業務を同時期に並行して処理していたのであるから、Xの業務上の

負荷については、Xの業務を全体として評価する必要がある。」とした。

(3) その上で、本件発症前1カ月におけるXの時間外労働時間は月100時間には達していないものの、これに近い時間数であり、本件発症前2週間の時間外労働時間は、いずれも週あたり25時間を超えており、本件発症前6カ月目の校内時間外労働時間がほぼ80時間となる等、恒常的に長時間の時間外労働をしていたとことができるとし、「Xの時間外労働時間には、自宅での作業時間が含まれているところ、自宅での作業は職場における労働に比して緊張の度合いが低い」ものの、「自宅作業の時間及び時刻からすれば、Xは自宅作業を行うことを余儀なくされた結果、睡眠時間が減ったものと認められ」、本件発症前日も自宅で業務を行い睡眠時間が短いものであったと認められるとした^③。

(4) さらに、部活動の試合の引率は、本来休日である土曜日または日曜日に、午前の早い時間に自宅を出て対応することを余儀なくされ、「睡眠時間及び休日の休息の時間を減少させ、Xの疲労の回復を遅らせる要因になった」^④とした。

(5) これらの事情を総合考慮すれば「Xの本件発症前における業務は…脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変をその自然経過を超えて増悪させ得ることが客観的に認められる負荷であった」として、本件発症に公務起因性を認めた。

ワンポイント解説

1. 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性について

本判決は、公務災害と認められるには、疾病と公務との間に相当因果関係が認められることが必要であるとした上（下線①）³⁾で、脳血管疾患の判断基準として従前の判例⁴⁾と同様の下線②の枠組みを示した。脳血管疾患等は、その発症の基礎となる動脈硬化等の血管病変等が、徐々に進行して発症するという特徴があることからかかる判断枠組みが採用されており、公務災害の認定基準である「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」⁵⁾も同様の考え方に立っている。本判決も公務の負荷の評価に際しては、同基準を参考としている。

2. 自宅作業等に対する評価

自宅での作業について、1審判決が自宅作業は緊張の度

合いが低いとして負荷を軽減する方向で評価したのに対して、本判決は、下線③のように、自宅作業の時刻も考慮して、その結果睡眠時間が減ったと認定し、あわせて部活動の引率が睡眠時間及び休息時間を減少させたとして（下線④）、公務の負荷を増大する方向で評価した。自宅作業であれば十分に休息をした後に作業をすることも可能である以上、作業終了時刻が深夜時間帯であったことのみをもって負荷が大きいと評価することには疑問もあるが、深夜時間帯の業務は、このような評価がなされる可能性があることには留意すべきであろう。ことに在宅勤務等では、働く時間帯について労働者の裁量を認めるケースもあろうが、そのような場合でも深夜時間帯の勤務は禁止する等、企業としては、確実に睡眠時間を確保できる働き方になるような制度を工夫することが望ましいであろう。

1) 地方公務員の公務上の災害または通勤による災害に対しては、その迅速かつ公正な補償を実施するために地方公務員災害補償法に基づいて設置された基金が、その従たる事務所の長をして補償をさせる仕組みとなっている。本件では、実際に公務外認定処分をした処分行政庁は地方公務員災害補償基金熊本県支部長である。
2) 本判決が1審判決を修正して認定した時間数である。
3) かかる判示は、従前の判例（熊本地裁八代支部廷吏事件 最高裁第2小法廷 昭和51年11月12日判決、地公災基金東京都支部長〔町田高校事件〕最高裁第3小法廷 平成8年1月23日判決、地公災基金愛知県支部長〔瑞鳳小学校事件〕最高裁第3小法廷 平成8年3月5日判決）と同様である。
4) 労災に関して判断した西宮労基署長（大阪淡路交通）事件（最高裁第1小法廷平成12年7月7日判決）等と同様である。
5) 当該認定基準は心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性に関する判断指針として地方公務員災害補償基金理事長が発出しているものである。本件事案当時は、平成22年7月1日地基補第168号に基づいて判断されていたが、その後、同指針は、平成30年4月1日地基補第80号により改正されている。